



北特審発第1号
令和元年12月5日

北本市長 三宮幸雄様

北本市特別職報酬等
会長 内田千美



市長の給料の額等について（答申）

令和元年10月8日付け北総総発第44号で、当該審議会に対し、意見を求められた標記の件について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和元年10月8日、市長から諮問を受けた議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額等について、当審議会において審議を行った。

この審議に当たっては、最近の社会経済情勢、県内他団体の報酬等の額、本市における財政状況、過去の報酬等の改定状況、また、過去における一般職の職員の給与改定の状況等を考慮し、広範な角度から慎重に検討を行い、次のとおり改定することが適当であるとした。

1 議員の議員報酬の額について

議員の議員報酬の額を次のとおりとする。

- (1) 議 長 433,000円
- (2) 副議長 373,000円
- (3) 議 員 355,000円

2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料月額を次のとおりとする。

- (1) 市 長 900,000円 (改定なし)
- (2) 副市長 760,000円 (改定なし)
- (3) 教育長 703,000円 (改定なし)

3 改定の実施時期

この改定の実施時期については、令和2年4月1日とする。

4 付帯意見

市長、副市長及び教育長の給料の額については、現在の社会経済情勢や本市の財政状況を勘案し、県内他市及び類似団体の状況との比較においても均衡を逸していないことから、据え置きとすることが適当であるとした。

一方、議員報酬の額については、平成10年以降長らく据え置きが続いていた状況、及び県内他市及び類似団体の平均水準を下回っている状況から、市民の信託に応え得る相応の水準を確保すること等を考慮し、引き上げが必要であるとの判断に至った。

なお、議員報酬の改定に当たっては、本市の財政状況や市民感情を考慮し、更なる議会改革の推進に取り組むことが必要であるという判断に至ったことを付言する。